

2017年度 中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	総合政策学部	身分	准教授
氏名	宮下紘		
NAME	Miyashita Hiroshi		

1. 研究課題

(和文) 越境データ移転とプライバシー保護の法的規律に関する研究

(英文) Legal regime on cross-border data transfer and privacy protection

2. 研究期間

1年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

(和文)

本研究では、ビッグデータの時代における大量の個人データが国境を越えて移転する中、その法的規律に関する研究を行い、特に米欧の異なるアプローチが日本における改正個人情報保護法(第24条)にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることを目的としている。具体的には、アメリカでは、いわゆるデータローカライゼーションの禁止を奨励し、TPP等を通じてデータの越境移転における制限を設けることに抵抗する傾向があるのに対し、EUでは、2016年4月成立の一般データ保護規則では、越境データ移転に関する厳しい規制を設け、EU域外に個人データを移転させない方針を打ち出している。そのような中、日本の改正個人情報保護法が2017年中に施行されることから、これらの越境データ移転をめぐる諸外国の動向にどのように対処すべきかについて示唆を提供することを狙いとして研究を行った。

本研究において、2017年5月に国連本部において、個人データ保護に関する各国の取組について報告があり、当方が日本の状況について説明を行い、その際に、データ移転に関する動向についても触れた。また、データ移転の規制について厳格な法制度のあるEUの状況については「EU一般データ保護規則概要と対応」ビジネス法務2017年8月号において論文を公表した。今後、改めてこれらの諸課題について研究論文をまとめる予定である。

(英文)

This study aims to clarify the legal regime and its legal foundation of the cross-border data transfer from the comparative analysis. There seems to be divergence of the legal regulation on the data transfer restrictions, but this study found the approaches has its motivations such as trade and commerce, national security, human rights and the other factors.